

住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月17日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第87号

住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する規則（平成14年香川県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（都道府県知事保存本人確認情報等を利用することができる事務） 第2条 略 2・3 略 <u>4 条例別表第2第4号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u> （1）・（2） 略 <u>5 条例別表第2第5号の規則で定める事務は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業を行うために必要な土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底を含む。）若しくは当該土地にある物件について所有権を有し、又は当該土地若しくは物件に関して所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</u> <u>6 条例別表第2第6号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u> （1）・（2） 略 <u>7 条例別表第2第7号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u> （1）・（2） 略 <u>8 条例別表第2第8号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u> （1）・（2） 略 <u>9 条例別表第2第9号の規則で定める事務は、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</u>	（都道府県知事保存本人確認情報等を利用することができる事務） 第2条 略 2・3 略 <u>4 条例別表第2第4号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u> <u>（1） 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u> <u>（2） 採石法第32条の7第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u> <u>5 条例別表第2第5号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u> （1）・（2） 略 <u>6 条例別表第2第6号の規則で定める事務は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業を行うために必要な土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底を含む。）若しくは当該土地にある物件について所有権を有し、又は当該土地若しくは物件に関して所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</u> <u>7 条例別表第2第7号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u> （1）・（2） 略 <u>8 条例別表第2第8号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u> （1）・（2） 略 <u>9 条例別表第2第9号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u> （1）・（2） 略 <u>10 条例別表第2第10号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u>

- 10 条例別表第2第10号の規則で定める事務は、香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）第8条の3第1項又は第10条の5第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
- 11 条例別表第2第11号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
（1）～（3） 略
- 12 条例別表第2第12号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
（1）・（2） 略
- 13 条例別表第2第13号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
（1）・（2） 略
- 14 条例別表第2第14号の規則で定める事務は、香川県表彰規則（昭和30年香川県規則第54号）による表彰を受ける者（候補者を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

- （1） 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- （2） 砂利採取法第9条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- （3） 砂利採取法第16条の認可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 11 条例別表第2第11号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
（1） 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- （2） 介護保険法第69条の4の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 12 条例別表第2第12号の規則で定める事務は、香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）第8条の3第1項又は第10条の5第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
- 13 条例別表第2第13号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
（1）～（3） 略
- 14 条例別表第2第14号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
（1）・（2） 略
- 15 条例別表第2第15号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
（1）・（2） 略
- 16 条例別表第2第16号の規則で定める事務は、香川県表彰規則（昭和30年香川県規則第54号）による表彰を受ける者（候補者を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。